

記者提供資料(平成30年2月1日)

(一財)神戸すまいまちづくり公社 住環境再生部 支援課
神戸市 住宅都市局 住宅部 住宅政策課

小川・藤本 TEL : 078-222-0186
谷中・岡本 TEL : 078-322-5604

「神戸すまいのあんしん入居制度」の家財の片付けサービスが 利用しやすくなりました！

◆概要

超高齢社会が進むなか、ひとり暮らしの高齢者などが、安全で安心して自宅に住み続けられ、住み替えが必要になった際には賃貸住宅や施設などへ円滑に住み替えるためのサポートが必要とされています。

(一財)神戸すまいまちづくり公社と神戸市は、「家財の処分ができず、住み替えや売却が進まない。」
「ひとりで暮らしていると体調急変の時心配。」「住宅内での事故や家賃滞納への不安を理由に入居を拒否された。」など様々な課題をかかえた高齢者などサポートするしくみを、「神戸すまいのあんしん入居制度」として提供しています。

サービス内容は、「家財の片付け」や「安否確認」「連帯保証」など5種類を提供し、このうち近年、需要が増加している「家財の片付け」を提供するサービス事業者を追加し、より幅広くサービスを提供できる体制を整えました。

2月1日より、拡充した事業者のサービスを提供いたします。

◆サービス内容

(1) 家財の片付け (いますぐプラン)

利用者が所有あるいは居住する建物内外に存する動産の処分・整理整頓を行う。

(2) 家財の片付け (あとからプラン)

利用者が死亡した後、契約した建物内外に存する動産の処分・整理整頓を行う。

(3) 安否確認

センサー等により入居者の安否確認を行い、異常があればかけつけ対応等を行う。

(4) 葬儀の実施

利用者が死亡した後、遺体引き取り・死亡診断書受け取り等の手続き・葬儀の手配等を行う。

(5) 連帯保証

原則終身保証で、賃貸借契約上の入居者の連帯保証人になる。

※契約者の死亡後に提供する(2)、(4)のサービス費用については、その履行までの間、公社が預かり金として保全する仕組みです。

◆サービスの仕組み

居住支援サービスを、公社が公募で選定した民間のサービス事業者が提供します。



◆経緯

- 平成26年10月30日 「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」創設
- 平成29年10月12日 「家財の片付け」「安否確認」「葬儀の実施」については持ち家の方も対象とするよう、制度内容を変更
制度変更に伴う名称の変更
- 平成30年 2月 1日 家財の片付けサービス事業者の追加

【問合せ先】

(一財) 神戸すまいまちづくり公社 住環境再生部 支援課 (すまいるネット)

小川・藤本 TEL : 078-222-0186 FAX : 078-222-0106

※問合せの際には「神戸すまいのあんしん入居制度の件」とお伝えください。

